

公共発注者の長 殿

中央建設業審議会会長 大久保 哲夫

公共工事標準請負契約約款の実施について

公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定）の実施については、かねてより御配慮賜っているところですが、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）、建設業法（昭和24年法律第100号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）を一体として改正した「第三次・担い手3法」が本年12月12日に全面的に施行されること等を踏まえ、中央建設業審議会で審議を行った結果、別添のとおり改正することといたしましたので、その実施について格段の御配慮を賜りたく、建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項の規定に基づき勧告いたします。

今回の主な改正事項と改正趣旨等につきましては、下記のとおりであり、また、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（第7版）」（令和6年12月国土交通省 不動産・建設経済局建設業課公表）及び「建設業法令遵守ガイドライン（第11版）－元請負人と下請負人の関係に係る留意点－」（令和6年12月国土交通省 不動産・建設経済局建設業課公表）において、「民間工事標準請負契約約款又はこれに沿った内容の約款（略）に沿った内容の契約書による契約を締結することが基本」「建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結することが基本」とされていることも踏まえ、遺漏のないよう適切な御対応をお願いいたします。

記

1. 施行日について

今回の公共工事標準請負契約約款（以下「公共約款」という。）の改正部分は、第三次・担い手3法の全面施行日である令和7年12月12日から施行する。

2. 主な改正内容について

（1）第三次・担い手3法を踏まえた対応について

①請負代金内訳書に明示する項目の追加について

改正後の建設業法第20条第1項において、材料費、労務費及び労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費の内訳を明示した見積書を作成する努力義務が規定されたことを踏まえ、適正な労務費の確保と、労務費確保に伴う労務費以外の「労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費」へのしわ寄せ防止を図るため、法定福利費（事業主負担分）に加え、見積段階で内訳明示される経費（材料費、労務費、安全衛生経費、建退共掛金）についても、請負代金内訳書において内訳明示する項目として追加することとした。

（公共約款第3条関係）

②コミットメント条項の新設について

「労務費に関する基準」（令和7年12月2日中央建設業審議会勧告第1号）において、その実効性確保策として、契約当事者によるコミットメント制度の活用を通じた労務費・賃金の適正な支払の担保の取組が位置づけられたことを踏まえ、受注者が注文者に対し、適正な賃金や労務費を、それぞれ雇用する技能者や直接の下請事業者を支払うこと等を約するとともに、必要に応じて注文者がその支払いに関する書類等の提出を求めることができる規定を導入するため、契約当事者の任意で利用できる選択条項を追加することとした。

労務費の行き渡り確保の観点から、予め下請契約の段階も含めてコミットメント条項の導入を約する条文（A）を基本としつつ、状況に応じて発注者・元請間、元請・一次間など個々の契約段階において個別に導入を約する条文（B）についても選択可能としている。上記趣旨を踏まえて、コミットメント条項を積極的に活用されたい。

また、コミットメント制度の活用に関するガイドラインとして、「「労務費に関する基準」の運用方針」（案）（令和7年12月頃国土交通省公表予定）において条項の解説や運用上の留意点が記載されているので、これも参照の上、活用を検討されたい。

（公共約款第3条の2関係）

（2）その他の改正事項について

①他機関が発注した工事との調整規定の創設について

受注者の施工する工事と他機関の発注工事が施工上密接に関連する場合、必要に応じて、発注者は他機関との調整を行うものとするものとした。

（公共約款第2条関係）

②協議不調等における不利益取扱いの禁止に関する規定の創設について

請負代金額の変更等について、受発注者間の協議が整わなかったこと等をもって不利益な取扱いをしてはならないことを明確化した。

（公共約款第24条・第25条・第26条関係）

③前払金の使途に関する規定の見直しについて

国土交通省直轄工事における前払金について、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に充てることを可能とする特例について、令和7年度から恒久化されたことを踏まえ、前払金の使途に関する規定の見直しを行った。

(公共約款第37条関係)

以上